

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成22年久喜市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」を「市長公室、総合政策部」に改め、同項第2号中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同項第3号中「建設部」を「建設部、まちづくり推進部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。